



# プラスチックは えらんで、減らして、リサイクル

令和4年4月に『**プラスチック資源循環促進法**』が施行されました。

プラスチック資源循環促進法とは、『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』の略です。

プラスチック製品の設計から製造・販売、廃棄物の処理まで、プラスチックの流れとして資源の循環等の取り組みを促進するための法律で、基本原則として **3R（リデュース・リユース・リサイクル）+リニューアブル（再生可能な資源に置き換える）** を掲げています。

コンビニや飲食店などで提供されるワンウェイプラスチック（スプーン・ストローなど）の削減には、日々の生活の中で、プラスチック製品は必要な分だけ使用する、繰り返し使用できる製品を活用するなど、私たちの生活に身近なプラスチックの使用について考える時代になっています。

**プラスチックについて  
考えてみよう！**  
買い物の際、「スプーン」や「ストロー」など必要かどうか考え、断るところから取り組んでみよう！



まずはプラスチックの2R（リデュース…安易にもらわない・ごみにしない / リユース…繰り返し使う）から、始めてみませんか？

